

商業施設内の遊戯施設における
消費者安全に関する建議の概要

平成27年8月
消費者委員会

目 次

1 . 商業施設内の遊戯施設における消費者安全の状況と課題	3
2 . 事故情報の収集における現状と課題	4
3 . 事故情報の活用における現状と課題	5
4 . 建議事項 (1、 2、 3)	6
5 . 建議事項 (4、 5)	7
6 . 建議の構成	8

1.. 商業施設内の遊戯施設における消費者安全の状況と課題

近年、ショッピングセンターなどに設置されている子どもの遊戯施設が人気特に屋内遊戯施設では、平成26年度の利用者数は1,400万人超（当委員会調べ）巨大テーマパーク一つ分の集客に相当



遊戯施設において骨折等の事故が発生

事故情報データベース に登録された事故事例

発生年月	事故の概要等	危害程度
平成23年8月	昨日妻が息子を屋内型遊戯設備に連れて行ったが息子が遊具の送風機に手を入れ指が切断されてしまった。	治療期間1か月以上
平成24年2月	複合遊具内の通路を仕切るネットを跨いだところ、転倒し、右橈骨骨端線損傷の重傷。 <small>みぎとうこつこつたんせん</small>	治療期間1か月以上
平成24年10月	ボールプールを利用中、他の利用者と接触し、 <small>しろうこつ</small> 歯槽骨骨折等の重傷。	治療期間1か月以上

事故情報データベースは、消費者庁が国民生活センターと連携し運用しているデータ収集・提供システム

明確な安全基準がなく指導監督に当たる行政機関も定められていない(いわゆる「すき間」)

事故防止に向けて十分な安全対策を講ずるには、行政機関による恒常的な指導監督が必要



まず遊戯施設が多く設置されているショッピングセンターを中心とした経済産業省所管の商業施設から早急に消費者安全にかかる措置を講ずる必要

2.. 事故情報収集における現状と課題

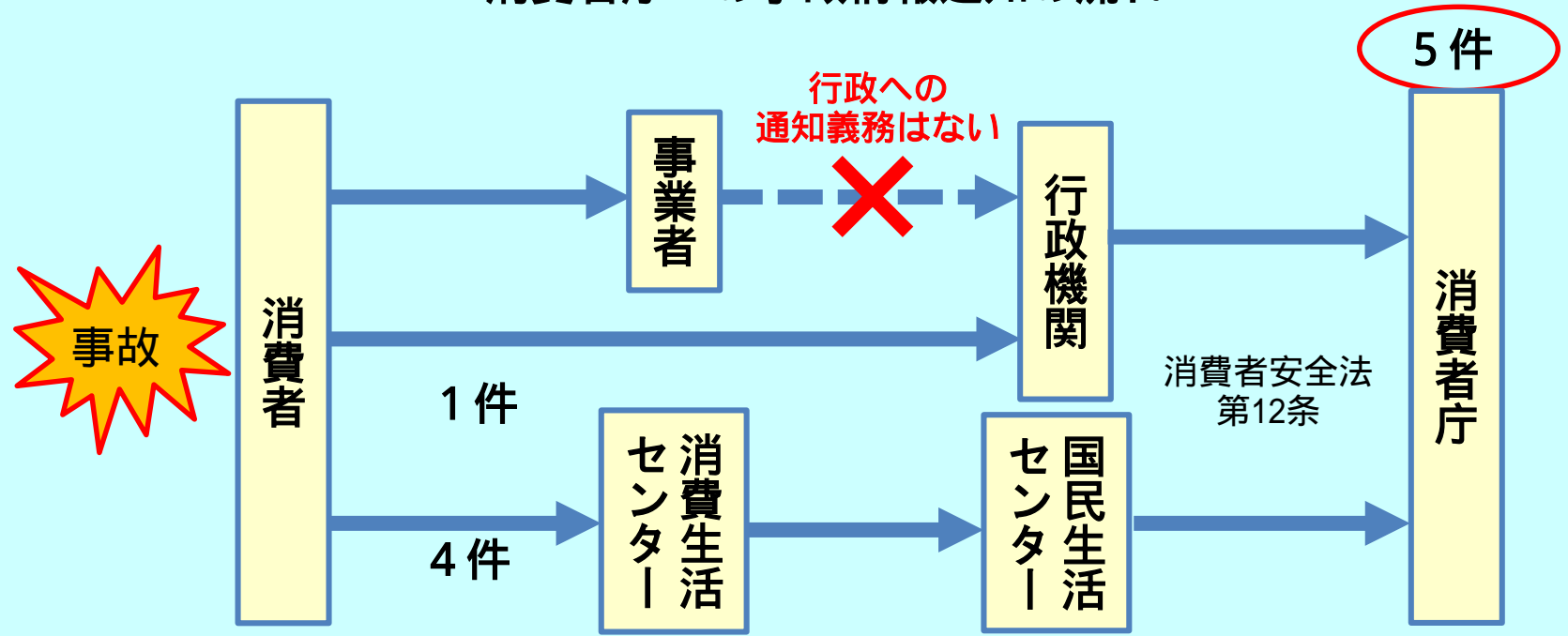
事故の実態が十分に把握されていない。

平成26年度 骨折等の事故
聞き取り調査 (16社) 88件



平成26年度 骨折等の事故
事故情報データベース 5件

消費者庁への事故情報通知の流れ



行政機関が事故情報を事業者から収集する仕組みをつくるべき

3.. 事故情報活用における現状と課題

商業施設内の遊戯施設における事故情報の十分な活用ができていない。

事業者における安全対策

自社における事故事例から事故原因を分析し、独自の基準を作って対策を講じているところもあるが、安全対策の内容には差がみられる。

安全対策が不十分な施設も見られる

- 1人用の遊具を複数の子どもが利用している。
- 遊具の間隔が狭いため子ども同士がぶつかりやすい。
- エア遊具から空気が漏れており、空気圧が不足している可能性がある。
- エア遊具の滑り台の降り口と壁との距離が近く、次に滑る子どもが下にいる子どもと衝突しやすい構造となっている。

事故が発生している

事故の原因は落下、転落、転倒、衝突などである

- 滑り台の出発部から落下し、意識不明の重体となった。
- 滑り台の階段で転倒し、怪我を負った。
- ボールプールに飛び込んだら、足の脛を骨折した。

事故情報の活用

安全に関する基準を整備すべき

事業者が遵守すべき安全面に関する基準の策定に向けた措置を講ずる。

事故情報を共有すべき

事業者間で事故情報を共有し、予防対策を講ずるよう注意喚起する。

4. 建議事項 (1、2、3)

現状、課題

- 商業施設内の遊戯施設において、恒常的に消費者安全の指導監督ができていない。

- 商業施設内の遊戯施設における事故情報が集まっていない。

- 商業施設内の遊戯施設において、適切な安全対策ができていないところがある。

- 事業者間での事故情報の共有ができていないので、予防対策に活用されていない。

建議事項

建議事項1

消費者庁は、商業施設内の遊戯施設において、消費者安全法に基づく消費者事故等が発生していることを踏まえ、経済産業省において、同省所管の商業施設について消費者安全の観点から適切に業振興に取り組まれるよう同省と調整を行うこと。

建議事項2

経済産業省は、建議事項1における調整の結果、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における事故情報を適切に収集する仕組みを構築し、収集した情報を消費者安全法に基づき消費者庁へ通知すること。

建議事項3

経済産業省は、建議事項1における調整の結果、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における消費者事故等の発生を防止するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準(ガイドライン、自主基準を含む。)の策定に向けた措置を講ずること。
- (2) 関係事業者と事故情報を共有し、同種の事故に対して予防対策を講ずるよう注意喚起すること。

5. 建議事項（4、5）

現状、課題

- 消費者事故等は経済産業省が所管している商業施設以外の施設でも発生している。事故防止を図るため、これらの施設における事故情報の収集・活用のための対策が必要。

- 事故は商業施設以外の様々な遊戯施設でも同種の事故が発生する可能性があるが、事故情報の共有によって予防できる可能性がある。

- 消費者が利用上の注意点を十分に認識していない。

建議事項

建議事項4

消費者庁は、専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設においても消費者事故等が発生していることを踏まえ、それらの事故防止を図るため、当該施設に係る事故情報の収集・活用が適切に行われるよう、関係行政機関と調整すること。

建議事項5

消費者庁は、遊戯施設において発生した事故情報の適切な活用を図るため、収集した事故情報を、商業施設以外の施設を含め、遊戯施設を設置している事業を所管する関係行政機関に提供すること。

また、消費者庁は、消費者事故等の防止のため、引き続き、消費者に対して適時適切に注意喚起を行うこと。

6 . 建議事項の構成

